

# **第2次亀山市消防力充実強化プラン**

**亀山市消防本部**



# 【目次】

## 1 はじめに

- (1) 策定の経緯と背景..... 1
- (2) プランの役割と位置づけ..... 1
- (3) プランの計画期間..... 1

## 2 プランの基本的な考え方

- (1) 基本理念..... 2
- (2) 基本方針..... 2
- (3) 基本施策..... 3

## 3 施策の展開

- (1) 消防体制の充実強化..... 5
- (2) 予防体制の充実強化..... 9
- (3) 救急体制の充実強化..... 13
- (4) 消防団の充実強化..... 17

## 4 プランの推進に向けて

- (1) プランの推進..... 19

# 1 はじめに

## (1) 策定の経緯と背景

第1次亀山市消防力充実強化プラン(以下「第1次プラン」と言う。)では、3つの基本方針と9つの基本施策、33の個別施策を掲げ、北東分署の建設や救急ワークステーション※1の本格運用、指揮支援隊の設置や小型動力ポンプ付水槽車の導入、住宅用火災警報器の設置促進や消防団の防火衣更新など、消防力の充実強化を通じて、亀山市の防災力の強化を図ってきました。

これにより、火災出動における放水開始までの時間や救急出動の病院収容時間の短縮など、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした中、関東・東海豪雨(H27.9)や熊本地震(H28.4)、糸魚川市大規模火災(H28.12)等、災害は複雑、多様化しており、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するためには、今後も消防力の充実強化に努める必要があります。

また、平成28年度を最終年度として第1次プランの計画期間が終了することから、消防本部では、平成28年6月7日に亀山市消防力充実強化プラン策定検討委員会を設置し、第1次プランにおいて、北東分署の建設など達成した事業と、住宅用火災警報器の設置促進など今後も継続する必要がある事業について検証するとともに、亀山市納涼大会と消防フェスタにおいてアンケート調査を行い、市民ニーズの調査を行いました。

こうした背景を通じて、今後も市民の安心を支え、消防力の充実強化を確実に図っていくためには、具体的な取り組みが必要であると判断し、第2次亀山市消防力充実強化プラン(以下「本プラン」と言う。)を策定します。

## (2) プランの役割と位置づけ

本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定します。

また、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置づけます。

## (3) プランの計画期間

計画期間は、「第2次亀山市総合計画前期基本計画」の計画期間と同様に、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

※1\_救急ワークステーション：救急隊員が医療機関に常駐し、病院実習等を行う教育の拠点

## 2 プランの基本的な考え方

### (1) 基本理念

本プランは、消防本部の方向性を明らかにするものであることから、基本理念を掲げ、中長期的な展望を図ることとします。

消防は、消防組織法第1条において消防の任務が規定されており、施設や人員を活用して、火災等の災害を予防するとともに、災害による被害を軽減し、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこととされています。

第1次プランでは、市民が安心して暮らせるまちを推進するために、北東分署の建設等、施設整備を中心とした消防力の充実強化を図ってきました。

しかしながら、災害は多種多様化するとともに、近年の大規模災害を通じて、市民の消防への期待も高くなっています。このことから、今後も市民の安心を支え続けるためには、消防力の充実強化を継続する必要があることから、本プランでは次の基本理念を掲げて施策の展開を図ります。

《基本理念》 「市民の安心を支える消防力の充実強化」

### (2) 基本方針

本プランでは、基本理念の実現に向けた基本方針を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

基本方針は、消防の任務である消防組織法第1条に沿った体系とします。消防組織法第1条における趣旨として、「施設及び人員を活用して、生命、身体及び財産を火災から保護する」とされていることから、消防体制の充実強化を基本方針1とします。また、「水火災又は地震等の災害の発生前に災害の直接的な原因を除去し(防除)、災害による被害を軽減する」とされていることから、予防体制の充実強化を基本方針2とします。さらに、「災害等による傷病者の搬送を適切に行う」とされていることから、救急体制の充実強化を基本方針3とします。最後に、平成25年12月公布の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(以下「消防団充実強化法」と言う。)を受け、地震等において重要な役割を担う消防団の充実強化を基本方針4として、4本の柱として基本方針を構築します。

なお、基本方針ごとに現状と課題を整理し、それぞれの目標となる数値目標を設定します。

#### 【参考】消防組織法

(消防の任務)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

### **【基本方針1】 消防体制の充実強化**

火災や救急、災害などの緊急時に的確に対応できるよう、消防職員の人材育成や消防施設・設備の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、災害対応力の強化を図ります。

### **【基本方針2】 予防体制の充実強化**

火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、将来の防火・防災活動を担う人材の育成に努めます。また、防火対象物・危険物施設への立ち入り検査を実施し、防火・保安体制の強化を図ります。

### **【基本方針3】 救急体制の充実強化**

適切な救急搬送を図るため、計画的に救急救命士を養成するとともに、実習や研修を充実し、救急体制の強化を図ります。また、市民による応急手当の実施を促進し、救命率の向上を図ります。

### **【基本方針4】 消防団の充実強化**

消防力の均等化を図るため、消防団の再編や施設・装備の見直しを図ります。

## **(3) 基本施策**

---

基本方針を推進するために、基本施策、取組項目を設定し、具体的な展開を図ります。

## 体系図

### 【基本理念】

市民の安心を支える消防力の充実強化

### 【基本方針】

【基本方針 1】  
消防体制の充実強化

【基本方針 2】  
予防体制の充実強化

【基本方針 3】  
救急体制の充実強化

【基本方針 4】  
消防団の充実強化

### 【基本施策】

- 1\_消防施設・設備の整備
- 2\_職員の人材育成
- 3\_消防職員の適正配置
- 4\_災害対応力の強化
- 5\_他市消防本部等との連携強化

- 1\_地域消防力の強化
- 2\_防火思想の普及啓発
- 3\_住宅防火対策の推進
- 4\_事業所等の安全対策の推進

- 1\_増加する救急事案への対応
- 2\_市民による救命率の向上

- 1\_消防団の活性化
- 2\_消防団の再編
- 3\_消防団の教育訓練

### 3 施策の展開

#### 【基本方針1】消防体制の充実強化

##### 現状と課題

本市消防本部では、平成27年4月に北東分署を開署し、北東部地域の消防力の強化を図るとともに、亀山署の両翼に分署を配置して、消防署の組織を1署2分署体制とし、指揮命令系統を確立することで、管轄区域全体の消防力を強化しました。また、複雑化・多様化する災害に的確に対応するため、指揮支援隊や山岳救助隊を組織するとともに、救急業務の高度化に対応する救急体制や大規模災害発生時における応援受援体制を強化するため、消防救急室を設置しました。今後は、これらの組織体制が効果的に運用されているかを検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、刻々と変化する市民の消防需要を的確に捉えた体制の構築について検討する必要があります。

消防施設・設備の整備のうち、車両の整備については、指揮車、水槽車等を通規導入するとともに、計画的に既存車両を更新し、常備消防力の充実強化を図ってきました。今後も、引き続き、救助工作車をはじめ、既存車両の更新を計画的に進める必要があります。また、高機能指令台については、消防無線のデジタル化及び高機能化などハード面の充実強化を図ってきましたが、その機能を最大限に活用するためには、各種情報を入手し、継続的にデータを更新していく必要があります。なお、水利の整備については、充足率が県内平均よりも低値であることから、関係部局と連携を図り公設水利の整備を進める必要がありますが、用地の確保が課題となっています。

職員の人材育成は、県消防学校、消防大学校へ職員を計画的に派遣するとともに、職場内においても知識・技術の伝達研修を実施していますが、職員の世代交代（若年化）が喫緊の課題となっていることから、知識・技術の伝承を主眼においた教育計画や計画的な資格取得を進め、警防活動や救助活動を牽引する若い職員を育成する必要があります。特に救急救命士については、搭乗率※2を低下させないよう今後も継続して救急救命士を養成する必要があります。また、消防車両を円滑に運用するために中型・大型自動車の免許取得者を養成する必要があります。さらに、職員の採用については、年齢制限を30歳に引き上げ、幅広い知識・経験を有する職員を採用していることから、引き続き、適正な組織と人員配置を行い、更なる住民サービスの向上に努める必要があります。

発生が危惧されている南海トラフ沿いを震源域とする南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、発生した場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なるものと懸念されています。このため、関係機関と連携を図り計画的かつ速やかに対策を講じる必要があります。

※2 搭乗率：救急車に救急救命士が搭乗した割合

県内における消防の広域化は、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」が策定され、協議が進められてきましたが、十分な進展がみられないまま、国の基本指針改正に伴い、平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画(改訂版)」が策定されました。この改訂により、消防の広域化は、県内一律ではなく、地域の実情を踏まえて推進していくこととなり、本市は、広域化の気運の醸成を図る地域に区分され、消防の広域化の条件が整うまでの間、広域的な対応（相互応援等）の充実に取り組む地域と位置付けられました。このことから、今後は、鈴鹿市、津市をはじめ、相互応援協定に基づき、救急分野での連携強化を行うなど隣接する消防本部との連携を更に強化する取組みを推進する必要があります。

## 消防体制の充実強化における数値目標

項目	現状(H29.1.1 現在)	目標(H33 年度末)
防火水槽設置数	430 基	440 基
救急救命士搭乗率	99.8%	100%
中型免許取得率	75.9%	93%

## 基本施策と取組項目

### 1 消防施設 設備の充実

- ◆多種多様化する災害に的確に対応できる体制を維持するために、既存の車両を適切に管理、更新するとともに、最新型車両の導入を検討します。
- ◆用地の所有者等へのきめ細かい対応を行うことで課題解決を図り、火災発生時に迅速な消火活動を実施できるよう、消火栓及び防火水槽を整備します。
- ◆公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な改修を行い、庁舎の長寿命化を図ります。
- ◆迅速な災害対応を行うために、指令台や消防指令システム地図等について、機能充実に向けた新しい機能等の検討をします。

### 2 職員の人材育成

- ◆多種多様な災害対応を行うため、消防業務はもちろんのこと、予防業務や安全衛生に精通した職員を育成するとともに、伝達研修を行い、幅広い職員の能力向上を図ります。
- ◆消防士長級の若手職員に対して、一定のカリキュラムを実施することにより、指導者及び小隊長として必要な能力、相応しい人格の習得を図ります。
- ◆災害に対する検証体制や情報共有体制をさらに充実させ、得られた知識や技術の継承を図ります。
- ◆救急救命士の計画的な養成を行うとともに、救急救命士を指導する立場である三

重県メディカルコントロール協議会の指導救命士を養成し、病院前救護体制※3の更なる向上を図ります。

- ◆消防車両を円滑に運用するためには、中型・大型免許取得者の計画的な養成が必要なことから、免許取得者を養成します。
- ◆専門的知識を有する予防技術資格者※4を予防室へ配置し、高度化、多様化する予防業務を円滑に遂行する体制を整備します。

### 3 消防職員の適正配置

---

- ◆質の高い消防行政サービスを提供するために、幅広い知識・経験を有する職員を採用し、子どもや高齢者、災害時要支援者等、様々な状況にある多様な市民への対応力の向上を図り、住民サービスの向上に繋がります。
- ◆より良い消防行政サービスの提供ができるよう、効果的・効率的な組織のあり方を検討し、構築します。
- ◆人事評価制度を活かしてコミュニケーションの機会をつくることにより、職員の意識改革を促し、組織力を高めます。

### 4 災害対応力の強化

---

- ◆大規模災害発生時において円滑な消防活動を実施するため、各種訓練に参加し、連携強化を図ります。
- ◆緊急消防援助隊の応援受援体制を更に強化するため、活動計画等を整備します。
- ◆指揮支援隊について、現在は平日昼間の運用体制であることから、休日夜間にも運用できる体制を整えるための検討を行い、消防行政サービスの向上と安全管理に努めます。
- ◆救助隊の編成(組織化)について検討します。
- ◆必要に応じて既存の警防計画を見直すとともに、状況に応じて新たな警防計画の策定について検討し、より良い消防行政サービスの提供に努めます。

### 5 他市消防本部等との連携強化

---

- ◆隣接する鈴鹿市、津市、伊賀市との連携強化の推進を図るとともに、県外においては、隣接する甲賀市との連携強化の推進を図ります。
- ◆隣接する市町村との境界付近の災害に対して、円滑な消防活動を実施するため、定期的に他市消防本部と訓練を行い、連携強化を図るとともに、訓練結果の検証を行うことで新たな課題を抽出し、実災害へ備えます。

※3\_病院前救護体制：初期治療から医療機関に搬送するまでの救急医療体制

※4\_予防技術資格者：火災予防に関する高度な知識・技術を有する消防職員



## 【基本方針2】 予防体制の充実強化

---

### 現状と課題

---

本市消防本部では、火災の発生を未然に防ぐことを目的として、防火フェアや消防フェスタの開催、平成24年4月の少年消防クラブ設立など、防火思想の普及啓発を図ってきました。また、住宅用火災警報器の設置率100パーセントを目指して、市内全戸を各戸訪問したほか、毎年、一般家庭の防火診断を実施し、住宅での防火対策を推進してきました。さらに、事業所等に対しては、立入検査を実施し、防火管理体制の重要性を周知したほか、危険物施設に対しても保安体制の強化を図り、住民と事業所の両輪で火災予防に努めてきました。

一方、火災発生件数は平成27年に12件と減少したものの、過去10年平均では、年間約30件発生していることから、地域消防力をさらに強化することで、火災の減少に努める必要があります。地域消防力の強化は、消防機関のみならず、他の行政機関や事業所、地域、そして市民が、それぞれの責任と役割分担を認識し、相互に協働する意識の啓発を図る必要があります。

次に、防火思想の普及啓発は、各種防火イベントを開催しているものの、事業や内容が慣例化していることから、広く多くの市民が参加できるような、工夫を凝らした計画を立案する必要があります。また、防火活動の担い手となる人材の育成に努めるため、幼年・少年消防クラブ及び女性防火クラブの各団体に対し育成、指導に努めていますが、各クラブ事業においても行事が慣例化していることから、活動内容を見直し、さらに魅力ある活動を展開する必要があります。

なお、住宅防火対策の推進は、市内全域を対象とした各戸訪問時に未設置の世帯や留守で未確認の世帯に対して、引き続き、住宅用火災警報器の設置率100パーセントを目指すとともに、平成28年6月に設置義務化から10年が経過し、既設の住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、適切な交換を促進する必要があります。

また、事業所等の安全対策の推進は、防火管理者講習を開催し、防火管理者※5の育成に努めていますが、近年の大きな被害を伴う火災の予防対策としては、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要とされていることから、今後は立入検査時に把握した違反建築物等の情報を建築部局等の関係機関と適切に共有し、連携した違反是正※6指導を行うための体制構築を図る必要があります。また、査察※7規程の整備により、防火対象物や危険物施設に対する査察業務を計画的に実施できるようになったことから、今後は違反処理規程を整備し、違反是正業務をより確実にを行う必要があります。

※5\_防火管理者：事業所等で防火管理上必要な業務を遂行する責任者

※6\_違反是正：消防法令に基づき、違反事項を是正するよう指導すること

※7\_査察：消防職員が火災を予防するため立入検査を行い、火災危険の排除を促すこと

さらに、科学技術や産業経済の進展に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に大きく変化しています。近年では、新たな危険性物質の出現のほか、燃料電池車、天然ガス自動車、電気自動車等の開発や普及に伴い、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化、複雑化への対応が求められております。このような状況に的確に対応するため、新たな危険性物質への早期対応や、新技術の導入等に伴う危険物規制審査基準の見直しを行い、ハード面から危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化に努めるとともに、危険物予備講習会を継続開催し、危険物取扱者※8の養成に努める必要があります。

## 予防体制の充実強化における数値目標

項目	現状(H29.1.1 現在)	目標(H33 年度末)
消防用設備※9 設置率	51.2%	53%
防火診断実施世帯数	400 世帯	800 世帯
住宅用火災警報器設置率	75.6%	100%

## 基本施策と取組項目

### 1 地域消防力の強化

- ◆消防用設備を設置または更新する自治会に対して、設置費の一部を補助することにより、火災発生時の初期消火の実施促進を図ります。
- ◆市内で開催される行事等で事故を防止するために出店者等に対し、火災予防の指導を実施します。
- ◆消防出前トークの推進を図るとともに、まちづくり協議会単位での出前トークの実施を調整し、市全体の地域消防力の強化を図ります。

### 2 防火思想の普及啓発

- ◆消防フェスタを開催し、体験型の消防訓練、消防施設の紹介等を通じて、防火思想の普及啓発を行うとともに、応急手当の啓発や救急車の適正利用など、消防行政に対する理解を促します。
- ◆防火協会事業が慣例化してきていることから、事業内容を見直し、防火思想の啓発に努めます。
- ◆幼少期に、正しい火の取り扱いや火事の危険性を学ぶことは、火遊びや火のいたずらによる火災の防止、少年期、青年期への防火意識の醸成につながることから、防火演技の発表や防火講話の聴講を行います。

※8 危険物取扱者：危険物を取扱うために必要な国家資格を有する者

※9 消防用設備：初期消火のための消防用資器材(消防ホース、筒先等)が入った赤い箱

- ◆消防や防火に関する正しい知識と技能を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を学び、将来の地域防災の担い手となる人材を育成するために、市内に居住又は通学する小学校4年生から中学校3年生までを対象とした少年消防クラブを組織し、防火思想の啓発を図ります。
- ◆女性防火クラブ員の高齢化や減少が課題であることから現状や課題を検証し、女性防火クラブの活性化を図ります。

### **3 住宅防火対策の推進**

---

- ◆火災被害の軽減を図るため、一般家庭を訪問し、きめ細やかな指導を行う防火診断を実施するとともに、消防団員と協力した新たな防火診断の手法を検討します。
- ◆住宅用火災警報器の設置を推進することにより、逃げ遅れによる死傷者の軽減を図るとともに、設置義務化から10年が経過したことから、長期間経過した警報器の適切な維持管理を促進します。
- ◆ひとり暮らし高齢者の健康状態を把握するとともに、防火、防犯に関する情報提供や指導を行うことで、安心安全に生活できる環境を整備するために、関係機関と連携し、各戸訪問して防火診断を実施します。
- ◆放火防止対策を推進するとともに、発生件数と被害の軽減を図ります。
- ◆火災発生の怖れのある空家、空地の所有者等に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう指導することによって、火災の発生件数の抑制を図ります。

### **4 事業所等の安全対策の推進**

---

- ◆防火管理講習を実施し、防火管理者を育成することで、消防計画の作成や防火設備の維持、管理などが確実に実施されるよう防火管理体制の推進を図ります。
- ◆防火対象物において火災の発生や人命危険を未然に防ぐために、防火対象物への立入検査を実施します。
- ◆火災予防に関する違反処理について必要な事項を定めるとともに、事業所等への是正指導を実施します。
- ◆危険物施設の火災・流出事故防止等の自主保安体制の推進を図る必要があることから、立入検査を実施します。



### 現状と課題

救急活動は、消防活動、救助活動及び火災予防活動と並んで、消防行政の一翼を担っている活動ですが、その需要は増加の一途をたどっています。また、平成 21 年 5 月に消防組織法の一部が改正され、消防の任務に傷病者の搬送を適切に行うことが追加されたことから、救急業務が消防の任務として明確化されました。

総務省消防庁の統計によると、高齢者、特に後期高齢者になるほど救急搬送率が高く、救急搬送件数は、人口規模が大きい地域において、2035 年まで増加することが予想されていることから本市においても同様のことが想定されます。

また、救急に対する市民のニーズに応え、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために、救急救命士が行う処置範囲も段階的に拡大され、平成 26 年 4 月からは、心肺機能停止前の重度傷病者※10 に対する静脈路確保と輸液、血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となりました。

本市消防本部においては、これらの需要に応えるため 3 台の救急車を運用するとともに、更なる救急事案重複時や多数傷病者発生時に対応できるよう予備車 1 台を配備し、救急体制の充実に努めています。

また、高度な判断・手技が求められる救急救命処置※11 に対応するため、救急ワークステーションの運用、事後検証体制の整備、処置の標準化教育の受講等により、救急体制の充実強化を推進しました。特に救急ワークステーションの運用では、救急隊員と医師、看護師等とのチーム医療により、院内スタッフと顔の見える関係及び信頼関係が構築できました。また、病院内で継続して研修を受けることから、傷病者に対する初期治療だけでなく、その後の経過を含めた総合的な研修ができ、救急隊員の知識・技術の向上に繋げることができました。

しかし、今後、救急救命士資格を有する職員の所属長や当直責任者への配置が進み救急救命士の搭乗率低下が懸念されることから、継続して救急救命士を養成するとともに、多種多様化する救急搬送ニーズに対応するため、救急ワークステーションをはじめとした全救急隊員に対する実習及び研修を充実させ、救命処置の適正・迅速化と病院搬送時間の短縮化に努め、さらなる救急体制の充実強化を図る必要があります。

一方、救命率を向上させるためには、急な病気やけがにより、呼吸や脈拍が感じられない心肺機能停止の方へ、直ちに心肺蘇生を開始することが重要です。

市民による救命率の向上は、重篤な傷病者に対して、通報者などバイスタンダー※12 が直ちに応急手当を開始できるよう、情報指令室員等が口頭指導を行うとともに、救急講習で AED の取扱いを含めた心肺蘇生法を指導しています。

※10\_重度傷病者：生命が危険な状態にある傷病者

※11\_救急救命処置：救急救命士が医師の指示のもとに行う医学的処置

※12\_バイスタンダー：現場に居合わせた人

これまで、心肺蘇生ガイドラインの改訂に併せて、バイスタンダーが直ちに応急手当を開始できるよう、口頭指導※13 や心肺蘇生の指導内容を改正したことで、その実施率や社会復帰率が年々増加していますが、直ちに応急手当が必要な全ての傷病者に実施できているとはいえません。

バイスタンダーによる心肺蘇生法実施率の向上を目指し、継続した口頭指導実施要領及び応急手当の普及啓発要領の見直しを図るとともに、市民自らが積極的な応急手当を実施する取り組みを推進する必要があります。

## 救急体制の充実強化における数値目標

項目	現状(H29.1.1 現在)	目標(H33 年度末)
被搬送者※14 軽症率	49.3%	48%
特定行為※15 評価適切率	100%	100%
バイスタンダー心肺蘇生法実施率	33.3%	50%

## 基本施策と取組項目

### 1 増加する救急事案への対応

- ◆高度化する救急業務に適切に対応するため、更なる救急隊員の知識及び技術の向上や医療機関との連携強化が必要なことから、救急ワークステーションの常設体制等への検討を行います。
- ◆タブレット端末等を活用し、映像で医療機関への情報提供を行える ICT 技術の導入を検討し、早期搬送を目指します。
- ◆限りのある救急車を有効に運用するために、救急車の適正利用※16 への理解と協力を啓発します。
- ◆傷病者の状態に適した出動体制を整え、的確な救急搬送を実施することを目的に、コールトリアージ※17 の導入について検討します。
- ◆国が、増加する救急需要に対して緊急性が高い傷病者へより優先的に搬送資源を投入し、医療機関へ直ちに搬送することを目的に進めている緊急度判定体系の概念を、市民、医療機関など社会全体が共有し、それぞれが緊急度に応じた対応が実施できる体制の構築を目指します。

※13\_口頭指導：バイスタンダーに対し、消防機関から電話等で応急手当の方法を指導すること

※14\_被搬送者：救急車等により搬送された傷病者

※15\_特定行為：救急救命士が行う救急救命処置のうち医師の具体的な指示のもとに行う処置

※16\_救急車の適正利用：救急車の適正な利用を広く市民に呼びかけるもの

※17\_コールトリアージ：119 番通報時に傷病者の状態に応じて救急搬送の要否を判断すること

- ◆救急出動において、市民に質の高い救急業務を提供するため、救急隊員の知識や技術を向上させることを目的に、地域メディカルコントロール協議会と連携し、救急隊員再教育※18 実施要領に基づく教育、訓練を推進します。
- ◆救急業務に対する市民ニーズに的確に対応するため、救急救命士のみが行える処置である特定行為が拡大されていることから、新たな特定行為を実施できる救急救命士を継続的に養成するとともに、その質を維持、向上させる教育、訓練を実施します。
- ◆高度化する救急業務に消防本部と医療機関とが的確に対応するため、国、県及び各地域メディカルコントロール協議会との更なる連携強化を図ります。

## 2 市民による救命率の向上

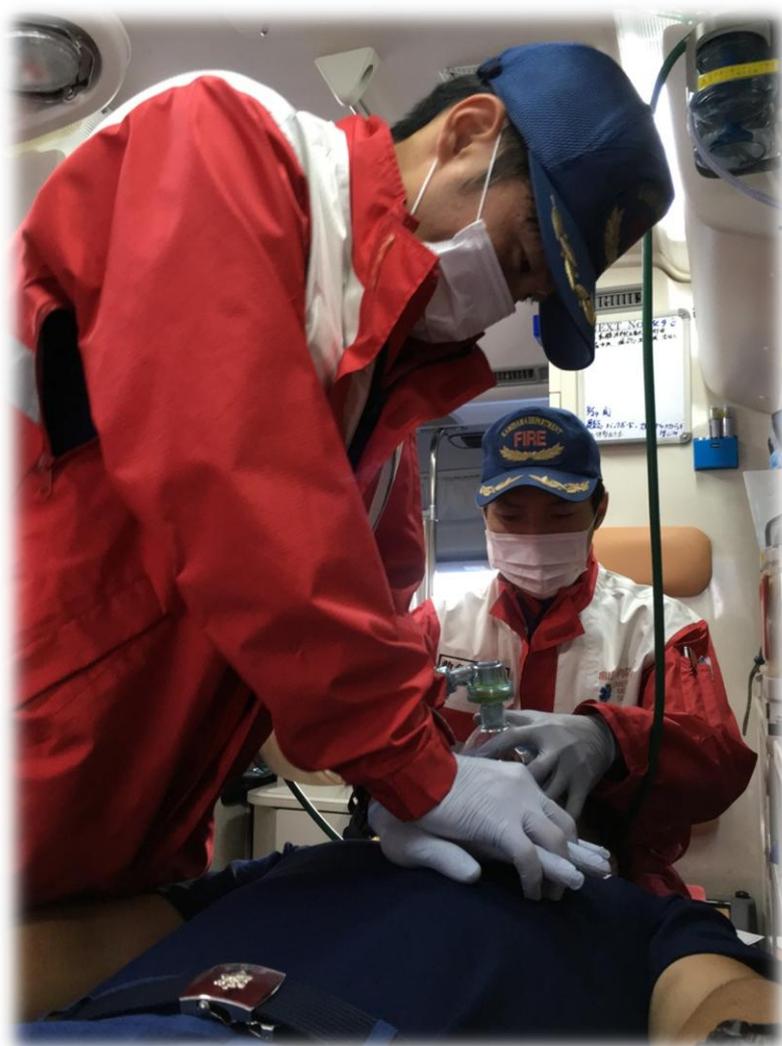
- ◆小学生に対して、救命の連鎖※19 とバイスタンダーの役割や心肺蘇生法等、一次救命処置※20 の重要性を啓発することにより、幼少期からの応急手当の普及を目指すとともに、その保護者にも積極的な応急手当の実施を推進します。
- ◆重篤な傷病者の救命率を向上させるために、事業所の従業員又は防災組織等各種団体の構成員に対して行う救急講習の指導に従事する応急手当普及員の育成に関する、更なる取り組みについて検討します。
- ◆AED は、市内の公共施設等に設置されているところであるが、更に有効活用されるためには、救命の現場に居合わせた市民が日頃から AED がどこに設置されているかを把握し、その使い方に習熟していることが必要であることから、有効に活用されるための取り組みについて検討します。
- ◆重篤な傷病者の救命率を向上させるために、救急現場の近くにいるファーストレスポnder※21(応急手当普及員等)が救急隊到着までの間、応急手当を実施できる体制などを調査研究します。
- ◆重篤な傷病者の救命率を向上させるために、応急手当実施要領の啓発について調査研究を行います。

※18\_救急隊員再教育：救急隊員の生涯教育

※19\_救命の連鎖：急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の流れ

※20\_一次救命処置：心肺停止状態の傷病者等に対して、特殊な器具や医療品を用いずに行う処置

※21\_ファーストレスポnder：消防機関から応急手当の訓練を受けた一般市民等



## 【基本方針4】消防団の充実強化

---

### 現状と課題

---

本市の消防団は、昭和23年の消防組織法の制定に基づき設置され、平成16年には7分団体制から8分団体制へ組織改革するとともに、平成17年の関町消防団との合併を経て、現在は女性分団を含む1本部13分団体制、条例定数415人で組織されています。

消防団は、水火災はもちろん、近年発生が危惧されている大規模地震等の自然災害においても、常備消防※22を補完するとともに、地域に密着した地域の安心・安全を担う組織です。しかしながら、出生数の減少等、社会構造の変化により、消防団員数の確保が困難となっており、特に若年層が消防団に入団しやすい環境を整え、活動環境の整備を図るなど、消防団の加入促進を図る必要があります。

また、本市では、平成27年4月の北東分署建設による、市北東部における常備消防力の強化に加えて、非常備消防※23力についても消防団充実強化法等の施行を受け、市の実情に応じた消防体制となるよう、消防団を全体的に見直す必要があります。大規模災害時において、消防団が地域防災の中核を担える体制となるように、ソフト面、ハード面の両面を見直す必要があります。

さらに、多種多様化する災害に安全確実に対応するために、トランシーバーを配備するとともに、女性分団車両を新規導入するなど、非常備消防体制の構築を図ってきました。

今後は、活動時に着用する防火衣等について計画的に更新を行うなど装備の充実を図るとともに、教育機関への派遣を継続し、多種多様な災害を想定した訓練や常備消防との合同訓練を実施することで、消防団の教育訓練を充実させる必要があります。

※22\_常備消防：市町村に設置された専任の職員が勤務する消防本部、消防署のこと

※23\_非常備消防：消防団により構成される市町村の非常備の消防機関

## 消防団の充実強化における数値目標

項目	現状(H29.1.1 現在)	目標(H33 年度末)
消防団員充足率	97%	100%
消防団協力事業所※24 認定数	8 事業所	16 事業所
防火衣配備率	43.7%	100%

## 基本施策と取組項目

### 1 消防団の活性化

- ◆有事の際、地域防災力の中心となる消防団員の確保を図る必要があることから、自治会や事業所等に対して広報活動を行うとともに、消防フェスタ等の行事を通じて次世代を担う若い世代へのPRを実施します。
- ◆消防団員の家族や事業主に消防団をより深く理解してもらうために、消防団活動をPRし、団員が活動しやすい体制を整えるとともに、入団しやすい環境を作ります。
- ◆地域の消防防災力の充実強化を図るため、消防団活動に積極的に協力している事業所や団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付します。
- ◆消防団員の補完的な役割として、活動内容を特定した機能別分団制度※25の導入について調査研究を行います。

### 2 消防団の再編

- ◆消防団が地域防災の中核を担える体制となるよう再編計画を策定します。

### 3 消防団の教育訓練

- ◆消防団員の災害対応力の向上を図るため、専門的な教育機関等で訓練を受ける機会づくりを進めます。
- ◆大規模災害に的確に対応するためには、地域の情報をより早く収集するとともに、地域との共助、マンパワーが重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団と常備消防とが連携するための合同訓練等を実施します。また、消防団の知識、技術の向上を図るために教育訓練の調査研究を行います。
- ◆きめ細かい対応など女性の特性を活かした普通救命講習や防火広報等の事業を展開するとともに、実災害における後方支援の訓練等により、女性分団の活性化を図ることで、亀山市消防団全体の充実強化につながるよう広報活動を実施します。
- ◆多種多様化する災害に的確に対応するために、消防団に配備している装備を更新、改善します。

※24\_消防団協力事業所：消防団の活動に積極的に協力している事業所や団体

※25\_機能別分団：それぞれの能力や利点を活かし、特定の消防団活動等を実施する制度

## 4 プランの推進にむけて

---

### (1) プランの推進

---

本プランの推進にあたっては、目的意識を共有し、PDCAサイクル※26による進行管理を適切に行い、更なる施策推進に向けた課題の改善を図り、より一層高い効果を発揮させます。

※26\_PDCA サイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返す事により業務を継続的に改善すること